

第2部

新まちづくり アクションプログラム (部門別計画)

実行計画の見方

- 実行計画における「まちづくり戦略」については…

◎重点〈まちづくり戦略〉：平成27年度から30年度までの新まちづくりアクションプログラムのまちづくり戦略のなかで優先的に取り組む事業

〈まち作り戦略〉：基本構想の将来像の実現、定住化に向けて、平成23年度から30年度までの8年間で取り組む事業

第 1 章

自然豊かな 美しい環境を育む

自 然

景 観



第1章 自然豊かな美しい環境を育む

自然

景観

第1節 緑と清流を活かした環境づくり

1. 土地利用

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

建物の更新や新たな土地利用が順次行われていますが、無秩序な開発は行われず、都市的な土地利用と自然的な土地利用が調和し、町の魅力を生かした良好な市街地の発展と自然環境の保全が図られています。

未利用町有地の積極的な活用等により、地域の個性を活かしたまちづくりが進められ、良好な生活環境が保たれた快適なまちが形成されています。

〔基本目標〕

広域的な土地利用の動向と地域特性を踏まえながら、町の健全な発展と、町民が誇りをもって住み続けることができる、魅力ある都市環境の形成を積極的に進めるため、豊かな自然環境の保全を図りつつも、未利用町有地の積極的な活用等を進め、適正かつ合理的な土地利用を推進します。

〔現況と課題〕

- 人口減少が全国的に進むなかで、神奈川県全体では増加の傾向となっていますが、松田町の人口は平成7年を境にして減少傾向が続いており、今後、限られた町土をどのような土地利用方針で利用または保全していくかという喫緊の課題があります。
- 既成市街地においても、空家や空き店舗等の問題だけでなく、更新時期を迎えた建物の再編や土地利用転換にあたり、今後どのような都市構造を目指し、どのような土地利用を誘導していくか、都市計画的なビジョンが求められ、地域の課題に対応した新たな土地利用規制を検討し、誘導することも求められています。
- 町の魅力を創出し、活性化を促進する要素は、駅周辺における基盤整備水準の向上や中心市街地のまち並み形成、充実した商業施設等の配置といった問題も重要な課題となっています。
- 国土（地籍）調査事業の実施は、国が積極的な支援・推進を行っています。町も国土（地籍）調査については、調査区域を順次拡大し、積極的に事業を実施しています。
- 未利用町有地の有効活用が十分行われるよう土地利用の誘導について検討する必要があります。
- 採石跡地の利活用については、みどりの協定（*）や県土地利用調整条例等による土地利用規制等があるため、事業者や神奈川県と連携し採石事業の進捗状況を考慮しつつ土地利用の誘導を図る必要があります。

*みどりの協定：法令の許可や届出を必要とする、開発行為または建築行為を行う方が、その行為の許可や届出などを行う際、自然環境の維持や回復のため、敷地内の緑の維持について締結していただくものを「みどりの協定」といいます。

〔基本目標指標〕

項 目	平成26年	平成30年目標
国土（地籍）調査の実績	47ha	72ha

〔実行計画の内容〕

施 策		①総合的な土地利用の推進							
方針・目標		社会情勢の変化や地域の課題等に対応するため、必要に応じて松田町特定地域土地利用計画や都市計画等の見直しを進めます。 また、採石跡地の利活用については、みどりの協定や県土地利用調整条例等の土地利用規制・誘導による課題をクリアし、民間活力の導入方法等を含め、環境に配慮した土地利用に取り組みます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
都市計画（線引き等）の見直し	町	第7回線引き				第8回線引き			
松田町特定地域土地利用計画（*）の見直し	町	随時相談受付				準備検討	随時相談受付		

*松田町特定地域土地利用計画：都市計画区域外の地域における土地利用の方針について、施設立地型（3,000㎡以上）を検討する「利用検討ゾーン」と自然環境を保全する「保全ゾーン」に区分し、土地利用を図る計画です。

施 策		②新時代に向けた積極的な土地利用の推進							
方針・目標		定住化対策として、良好な住宅地の整備を促進するため、未活用な町有地、町営住宅跡地、旧砂利線跡地等の有効活用や新設改良を必要とする道路（庶子谷津線や河南沢・中里地内道路）の整備をし、未利用地の活性化を推進します。また、民間活力の導入も検討し、新時代の町民ニーズに対応した土地利用を進めます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
〈まちづくり戦略〉 良好な住宅地の整備・促進	事業者町	条例による誘導の継続				事業の促進・誘導			
自然環境に配慮した開発事業の誘導	町	条例による誘導の継続				条例による誘導の継続			
◎重点 〈まちづくり戦略〉 町有地等の利活用の推進	町					状況把握	制度研究	制度構築	

施 策		③国土（地籍）調査の推進							
方針・目標		土地の境界・面積等の実態を明確にし、土地取引の円滑化や災害復旧を容易にするため、地籍調査を進めます。既成市街地を中心に概ね10haごとに調査を推進します。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
国土（地籍）調査の推進	町	調査の推進				調査の推進			

2. 河川・砂防・治山

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

河川の護岸や砂防・治山施設の整備が順次進められた結果、災害への対応として、水害や土石流等から生命、財産を守る機能が向上しました。
また、小河川・水路の改修により身近な生活環境の向上が図られています。

〔基本目標〕

安全でうるおいのある河川空間を創造するため、治水機能とともに動植物の生態系を考慮し親水性を踏まえた、護岸整備を県に要望します。
土石流等による被害を防止するため、砂防施設、治山施設の計画的な整備促進を県に要望します。
小河川、水路の点検・整備を図り、機能の向上に取り組みます。

〔現況と課題〕

- 松田町には、神奈川県が管理する二級河川の酒匂川、川音川、中津川や虫沢川の4河川があります。
- 酒匂川や川音川では親水広場が整備され、グラウンドやパークゴルフ場として多くの町民に利用されているほか、中津川では地域の環境に配慮した生物の住息環境等が整備されています。
- 中津川、虫沢川においては、護岸の未整備箇所がみられるほか、酒匂川、川音川においては、河床低下や土砂堆積、草木の繁茂による河川機能の低下や河川環境の改善に向けた対応を進めていく必要があります。
- 山間地での土石流等の被害を防止するための砂防、治山施設の整備の促進が必要です。
- 町管理の小河川や水路等からの浸水や冠水を防止するために改修や維持管理を促進していく必要があります。
- 土砂災害警戒区域等を指定し、警戒避難体制の整備等のソフト対策を実施する必要があります。

〔基本目標指標〕

項 目	平成26年	平成30年目標
河川・砂防・治山施設の整備が必要な箇所 (川音川・大沢・虫沢川)	川音川:一部工事 大 沢 } 詳細 虫沢川 } 設計	川音川:実施中 大 沢:80% 虫沢川:完了
	県に対して積極的に要望し地域との調整を継続的に図っていきます。	

〔実行計画の内容〕

施 策		①河川・砂防・治山施設の整備							
方針・目標		河川の氾濫等の災害を防止するため、護岸整備の促進や河床整理等を進めるとともに、土石流等の被害を防止するため砂防指定河川の計画的な整備を進めます。また、山間地の地すべりや土石流等の被害を防止するため治山事業を進めます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
県に対する積極的な要望と地域との調整	町	継続要望・調整				継続要望・調整			

施 策		②小河川・水路の点検・整備							
方針・目標		小河川・水路の点検を実施し計画的な整備を進めます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
点検や計画的な整備・推進	町	計画的整備の推進				計画的整備の推進			



3. 景観

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

町の景観行政の取り組みとして、魅力的なまち並みや景観の形成に向けて、町・町民・事業者等が一体となって、各々が景観に貢献していくという意識が高まり、良好な景観の保全や形成に向けた取り組みが進められています。

〔基本目標〕

地域主体の景観づくりを推進するため、良好な景観の形成・保全を図るため、景観計画の区域や景観重要公共施設等（建造物、樹木）の指定について必要な規制に取り組みます。
その他必要に応じ、地区レベルで計画的な市街地やまち並みが形成・保全されるよう制度等の検討を推進します。

〔現況と課題〕

- 景観法が制定され、景観そのものの整備・保全に関する法律が整備され、神奈川県内の市町村について景観行政団体（景観行政を独自に担う団体）に移行することを目標にしています。
- 松田町では、魅力あるまちづくり・景観づくりに向けて良好な自然景観の保全や、地域の個性ある景観づくりの核として景観上重要な建造物（建築物や工作物）、樹木等の保全等を適切に行っていく必要があります。
- その他市街地における都市景観についても、魅力的な市街地が形成されるよう必要な支援を行う必要があります。
- まちづくり条例（*）の景観に関する内容を精査し、良好な景観形成・保全を図る検討も必要です。

*松田町まちづくり条例:「良好な自然景観の保全と快適な生活環境の確保」を基本理念とし、町民と町が一体となってまちづくりを推進することを目標に、平成8年12月に制定された条例。真に快適で潤いある生活環境を創出するため、まちづくり全般に幅広い規定を設け、個性を活かした魅力あるまちづくりをめざします。

〔基本目標指標〕

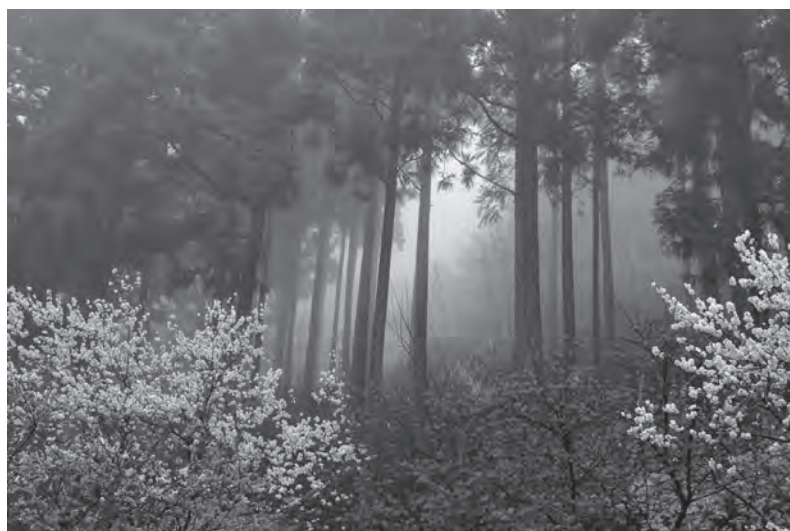
項 目	平成26年	平成30年目標
景観行政の取組状況	取組準備	取組の推進



〔実行計画の内容〕

施 策		①景観行政の推進							
方針・目標		景観行政を進めることにより、景観の整備や保全を進めます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
〈まちづくり戦略〉 景観の整備・保全	町	団体への移行準備 —————▶				まちづくり条例での検討 —————▶			

施 策		②魅力的なまち並みの整備							
方針・目標		地域の特性に応じ、計画的な市街地やまち並みの形成や支援を進めます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
〈まちづくり戦略〉 地区計画、まちづくり協定、 建築協定の支援	町	計画・協定の支援 —————▶				計画・協定の支援 —————▶			



第2節

環境に配慮したまちづくり

1. 自然環境の保全

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

環境美化推進委員会を中心に、環境パトロールを実施されています。

また、子ども会・各種団体等の参加による中津川・酒匂川・川音川の河川清掃活動が実施され、ごみのポイ捨て防止運動等環境美化の意識向上が図られています。

また、町公用車においては、環境に配慮した低公害車等の導入は進んでいます。

〔基本目標〕

松田町の森林や清流等の自然環境は、町域のみならず丹沢山系の貴重な資源であるという観点に立ち、生活の基盤で豊かな恵みの源である自然環境を守るとともに、自然の魅力を活かし、かつ損なうことなく次代に継承していくため、多様な自然とふれあいを享受できる場の整備に努めます。

環境美化の意識づくりでは、環境問題に対する一人ひとりの意識を高めるため、普及活動の推進に努めるほか、ごみのポイ捨て防止等マナーやモラルの向上、不法投棄防止対策に取り組み、環境にやさしいまちづくりを進めます。

現在では、震災の影響も相まって、地球環境に優しく、災害時にも対応可能な再生可能エネルギーの利活用が進められています。町でも、太陽光発電設備に対する設置補助や、公共施設への設置等、再生可能エネルギーの導入を積極的に推進します。

〔現況と課題〕

- 平成17年2月に京都議定書が発効される等、環境問題は地球規模の大きな課題として認識されています。
- 松田町は豊かな自然環境に恵まれています。都市化の影響や林業の衰退によって森林の荒廃や水環境の悪化が顕在化しています。
- こうした状況を踏まえ、県では寄地区を水源地域として水源かん養（*）等森林の持つ公益的機能を高める「水源の森林づくり」に取り組んでいます。
- 松田町でも水質保全対策等良好な自然環境を保護するとともに自然と共生した地域づくりを進めていく必要があります。
- 清潔できれいな環境を創出・保全していくために、町では環境美化推進委員と連携して、地域における環境美化に努めています。
- 足柄上地区では、県と各市町が連携して不法投棄撲滅運動を展開していますが、生活様式の多様化とモータリゼーション（*）の普及に伴い、県道、町道、農道等に接している山間地や沢・河川等広範囲にわたり廃棄物の不法投棄が増えています。
- 松田町でも環境パトロール員を配置して、不法投棄の防止と撤去に努めています。多額の費用を要しており、地域住民の協力による不法投棄撲滅に向けた取り組みを強化する必要があります。
- 暮らしを取り巻く様々な環境問題を解決するため、町民一人ひとりが身近な問題として捉え、地域ぐるみによる住みよい環境づくりを展開していく必要があります。
- 町行政においても自然環境への負荷の軽減に向けて、公用車は、低公害車や低燃料車、電気自動車等の導入を積極的に進め、自然環境にやさしいまちづくりを進めています。

*水源かん養：雨水、積雪などを土壌や植生にしみこませて、水資源として確保したり、洪水や土砂崩れを防止したりすることです。

*モータリゼーション：自家用車の普及や大衆化。

〔基本目標指標〕

項 目	平成26年	平成30年目標
太陽光発電による総発電能力	427kw	650kw
環境美化運動への参加者数	800人	900人

〔実行計画の内容〕

施 策		①水環境の保全や美化運動への連携づくり							
方針・目標		寄地区における生活排水処理施設の整備による水源汚濁の防止に取り組みます。また、水源地域等の廃棄物の不法投棄に対し、町民や関係機関との連携による防止体制を進めます。 町民の環境美化意識の向上を図るため、自治会・各種団体・企業やボランティア等との連携による地域ぐるみの環境美化を進めます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
不法投棄パトロール及び回収の実施	町	事業の実施				事業の実施			
酒匂川統一美化キャンペーン・丹沢大山クリーンキャンペーン等による啓発・普及の推進	町	普及啓発の推進				普及啓発の推進			

施 策		②地球環境対策							
方針・目標		二酸化炭素の排出量を削減するため、町民や事業者に対し、主体的な取り組みを進め、資源やエネルギーを大切にすまちの実現を図るとともに、住宅用太陽光発電システムの設置を推進します。 新たな再生可能エネルギーの活用・導入を進めるとともに、個人または事業所に対する補助制度の導入を進めます。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
地球温暖化防止実施計画（＊）の推進	町	計画の推進				計画の推進			
住宅用太陽光発電システム設置の推進	町	設置の推進				設置の推進			
◎重点〈まちづくり戦略〉 新たな再生可能エネルギーの導入に向けた検討	町					導入の検討			

＊地球温暖化防止実施計画：「地球温暖化対策の推進に関する法律」により、地方公共団体に、温室効果ガスの排出抑制等のための実行計画の策定が義務づけられたことを受けて、平成15年10月に、「神奈川県地球温暖化防止実行計画」が策定されました。

施 策		⑥花とみどりづくりの促進								
方針・目標		市街地の公共用や荒廃農地等を活用し、緑を活かした潤いのある生活環境を創出することにより、町民の美化意識の向上を図ります。								
取 組 み		実施主体	旧プログラム				新プログラム			
			23	24	25	26	27	28	29	30
〈まちづくり戦略〉 花とみどりいっぱい事業		事業者 町	事業の実施				事業の実施			



2. ごみ処理対策

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

廃棄物の3R運動の推進・分別・排出抑制が進んでいますが、更なる資源の有効活用と廃棄物の減量化が図られています。

また、足柄東部清掃組合への廃棄物の搬入を減少させることで、処理施設・最終処分場の延命を図るとともに、広域（1市5町）のごみ処理施設整備を推進しています。

〔基本目標〕

快適な生活環境のまちづくりに向けて循環型社会を目指し、限られた資源の有効活用と更なるごみ減量化を進め、町民、事業者、町が一体となって連携を強化し、分別回収の徹底と資源回収等のリサイクル制度の周知を進めます。

〔現況と課題〕

- これまでの社会経済活動が、大量生産・大量消費・大量廃棄型であり、現在その影響により環境への負荷が高まっています。また、廃棄物・リサイクル対策を取り巻く状況として、人口の減少により廃棄物の発生量は微減しています。
- 松田町の現況としては、廃棄物の分別は多様化していますが、廃棄物の処理施設や最終処分場のひっ迫等の問題が生じています。このような問題を解決していくには、環境の負荷の低減をするための施策に取り組む必要があります。
- 循環型社会形成推進基本法等に基づき、町民一人ひとりが廃棄物等の発生を抑制するとともに、再使用や再利用を進めることにより減量化、資源化を継続して推進する必要があります。
- 3R運動（*）の推進のための啓発を図る必要があります。
- 定期的実施している排出ごみの組成分析において、依然として資源化物の混入比率が高いことから、継続して分別意識の向上を図る必要があります。

* 3R運動：リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）のそれぞれの頭文字（R）を取って3Rと呼ばれ、有限な資源を守り育てることを目的とした運動のこと。

〔基本目標指標〕

項 目	平成26年	平成30年目標
ごみ全体に対する資源ごみ（カン・ビン・古紙類・古布類・ペットボトル・容器包装プラスチック類）の割合	26%	30%
1人が1日に家庭から排出するごみの処分量	976 g	900 g

〔実行計画の内容〕

施 策		①ごみ収集・処理対策							
方針・目標		収集カレンダーの配布やイベント等を通じて、ごみの分別意識の向上を図り、ごみの分別収集の徹底を進めます。 一般家庭系、事業系ごみの分別排出の徹底を進めるとともに、集積所周辺の環境美化に対する指導を強化します。 ごみの資源化、減量化を進めるとともに、再使用、再利用の啓発を図る等、3R運動を推進します。							
取り組み	実施主体	旧プログラム				新プログラム			
		23	24	25	26	27	28	29	30
ごみの分別収集の推進	町	事業の推進				事業の推進			
町民意識の高揚	町	事業の推進				事業の推進			
◎重点〈まちづくり戦略〉 資源ごみの実情に合わせた分別収集と3R運動の推進	町	3R運動の推進				3R運動の推進			

